

■ 港湾管理者以外の者の料金

1. とん税・特別とん税

(令和2年10月1日実施)

(1) **とん税** (外国貿易船の開港への入港に課する)

(ア) 開港への入港ごとに納付する場合 …… 純トン数1トンまでごとに …… 16円

(イ) 開港ごとに1年分を一時に納付する場合 純トン数1トンまでごとに …… 48円

ただし、欧州・北米航路に就航するコンテナ貨物定期船に限り、当分の間24円とする。

(2) **特別とん税** (地方公共団体に財源を譲与するため外国貿易船の開港への入港に課する)

(ア) 開港への入港ごとに納付する場合 …… 純トン数1トンまでごとに …… 20円

(イ) 開港ごとに1年分を一時に納付する場合 純トン数1トンまでごとに …… 60円

ただし、欧州・北米航路に就航するコンテナ貨物定期船に限り、当分の間30円とする。

備考 非課税

1. 海難その他航行上の支障が生じたことにより入港する場合
2. 検疫のみを目的として一時入港する場合
3. 避難のため一時出港し、その理由消滅後直ちに同一の開港に入港する場合
4. 出港後24時間以内に他の開港又は不開港に寄港することなく同一の開港に入港する場合
5. その他これらに準ずるやむを得ない理由があるとき

(注) 1、2の理由で入港した場合で、これらの理由に直接よらない貨物の積卸があるときは非課税とはならない。